

入善町新庁舎整備基本構想

令和2年6月



入善町
NYUZEN MACHI

目 次

第 1 章 現庁舎の概要と課題	1
1 現庁舎の概要	
2 庁舎の現状と課題	
第 2 章 基本理念と基本方針	3
1 基本理念	
2 基本方針	
第 3 章 機能と規模、耐震安全性	5
1 新庁舎の機能	
2 新庁舎の規模	
3 新庁舎の耐震安全性	
第 4 章 建設地と駐車場	11
1 新庁舎の建設地	
2 新庁舎の駐車場	
第 5 章 事業計画	14
1 事業費と財源	
2 事業スケジュール	

参考資料

第1章 現庁舎の概要と課題

1 現庁舎の概要

項 目		内 容
庁舎の位置		入善町入膳3, 255番地
完成年		昭和46年（1971年） ※築 49 年
建築面積		1, 294. 11m ² （約392坪）
延床面積		4, 197. 27m ² （約1, 272坪）
敷地面積		8, 104. 41m ² （約2, 451坪）
構造		鉄筋コンクリート造
階数		地上4階、塔屋1階、地下なし
駐車場		兼用237台（町民会館コスモホールと兼用）
庁舎内職員数		約150人
組織配置	4 階	議会事務局（監査委員事務局）〔議場、議長・副議長室〕
	3 階	がんばる農政課、キラキラ商工観光課 建設課、住まい・まちづくり課 教育委員会事務局 〔教育長室〕
	2 階	総務課、企画財政課 〔町長・副町長室〕
	1 階	税務課、住民環境課、保険福祉課 結婚・子育て応援課、会計課
施設等	ロビー	待合ロビー（1階）
	階段	中央階段、西側階段
	エレベーター	1 台
	トイレ	男女各 1 箇所／各階
	相談室	1 室（1階）
	会議室	5 室（2階4室、3階1室）
	書庫	7 室（1階、2階、4階）
	電算室	1 室（2階）
	事務機械室	2 室（2階、3階）
	金庫室	1 室（1階：旧収入役室）
	給湯室	2 室／1 階、各 1 室／2～4 階
	宿直室	1 室（1階）
	電話交換室	1 室（4階）
	職員休憩室	1 室（4階：和室）
	設備機械室	3 室（1階、2階、4階）
	その他	食堂1室（1階：休止中）、自動販売機（1階：廊下）

2 庁舎の現状と課題

(1) 耐震安全性の不足（現行の耐震基準に不適合）

昭和46年に建てられた現庁舎は、昭和56年に改正された現行の耐震基準を満たしておらず、耐震安全性が不足している状況です。平成17年度と平成29年度に実施した庁舎の耐震診断によると、ほとんどの階・方向で、Is値^{※1}0.6（基準値）を下回る結果が出ており、大規模地震（震度6強程度の地震）に対し「倒壊し、または崩壊する危険性が高い」と判定されています。

【庁舎の耐震診断結果】

①平成17年度に実施した耐震診断結果（Is値）

X方向（東西方向）：1階（0.49） 2階（0.41） 3階（0.37） 4階（0.27）

Y方向（南北方向）：1階（0.53） 2階（0.44） 3階（0.52） 4階（0.70）

②平成29年度に実施した耐震診断結果（Is値）

X方向（東西方向）：1階（0.48） 2階（0.40） 3階（0.37） 4階（0.27）

Y方向（南北方向）：1階（0.53） 2階（0.44） 3階（0.52） 4階（0.70）

※ アンダーラインの部分は、平成17年度の結果から数値変更があったIs値

(2) 庁舎や設備の著しい老朽化

現庁舎は完成から48年以上が経過し、外装の剥離や壁・床の亀裂、天井の雨漏り、空調や排水設備の故障などが頻発するなど、庁舎や設備の老朽化が著しく進展しています。そのため、修繕料の抑制や効率の悪い設備の抜本的な更新など、維持管理費の節減が図れない状況です。

(3) 業務スペース等の不足

昭和46年完成時の状況と比べると、増加する行政需要への対応に伴う3階大会議室の事務室化をはじめ、OA機器の普及や情報通信技術の進展に伴う事務スペースや機器スペースの不足、災害対応拠点としての空間の不足など、必要な業務スペースが不足している状況です。また、待合スペースが狭いことなど、来庁者へ十分に配慮した空間にはなっていない状況です。

※1 Is値：建物の構造耐震指標。建物の耐震性能を示す指標となる。Is値は耐震診断を行うことで求められ、地震力に対する建物の強度、靱性を考慮し、建物の階ごとに算出される。Is値が0.6以上であれば、倒壊または崩壊する危険性が低いとされている。

第2章 基本理念と基本方針

1 基本理念

庁舎は、行政サービスを提供する中核施設であるとともに、町民・議会・行政等が、それぞれの役割を担いながら一体となってまちづくりを進める拠点施設であります。

このことから、本町の最上位計画であり、まちづくりの指針となる「入善町総合計画」との整合性を図るとともに、総合計画に定めた「町の将来像」の実現に向けたふさわしい庁舎となるよう、新庁舎整備の基本理念を次のとおり設定します。

【基本理念】

町民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすく機能的で、環境に配慮した庁舎

2 基本方針

庁舎の整備に当たっては、基本理念を踏まえ、これまでの行政サービスを低下させることなく、次の4点を基本方針として整備を進めることとします。

- ① 町民が利用しやすい庁舎
- ② 災害対応・防災拠点として機能する庁舎
- ③ 効率的な行財政運営ができる機能的な庁舎
- ④ 維持管理がしやすく環境に配慮した庁舎

（１）町民が利用しやすい庁舎

- ・ 来庁者の誰もが利用しやすい窓口や相談室等を備えた庁舎を目指します。
- ・ 高齢の方や障がいのある方、乳幼児を連れた方などにとっても、安心して気軽に利用できるよう、段差の解消や手すりの設置、多目的トイレや専用駐車スペースの設置など、バリアフリーやユニバーサルデザインを導入した庁舎を目指します。
- ・ 分かりやすい案内表示や誘導サインを適切に設置するなど、来庁者が円滑に目的の窓口や部署等へ移動できる庁舎を目指します。
- ・ 来庁者にとって利便的な機能や付加的な機能を有する庁舎についても検討します。

(2) 災害対応・防災拠点として機能する庁舎

- ・災害対応の拠点施設であることや、被災時においても平常時と同様の窓口サービスを維持する行政の中核施設であることから、高い耐震安全性を備えるとともに、災害対策本部として機能するために必要な空間、設備、機能、防災関連スペース等を備えた庁舎を目指します。
- ・自主防災組織をはじめとした防災関係団体や関係機関等が、防災に関する研修や訓練などに取り組める空間の設置を検討します。
- ・黒部川氾濫等による浸水を想定した設計や設備配置を考慮するなど、庁舎の浸水対策を検討します。

(3) 効率的な行財政運営ができる機能的な庁舎

- ・質の高い行政サービスの提供をはじめ、複数の部署を横断する行政課題へ対応するため、関係部署の連携や職員の協力体制が図りやすいよう、効率的な執務空間の構築を検討するとともに、行政需要の多様化や情報化の進展、社会情勢の変化など今後の様々な状況変化に対し、柔軟に対応できる議会空間や執務空間となるよう、効率性や汎用性を重視した機能的な庁舎を目指します。

(4) 維持管理がしやすく環境に配慮した庁舎

- ・華美な設計を排し、保守、管理、修繕、将来の改修や設備更新等がしやすい構造とするなど、建設費の抑制をはじめとしたライフサイクルコスト※1の縮減を主眼に、建物の耐久性や維持管理のしやすさ、経費の節減に優れた庁舎を目指します。
- ・地球環境への負荷を低減するため、省資源・省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を検討するなど、環境に配慮した庁舎を目指します。

※1 ライフサイクルコスト：建物の計画から解体撤去に至るまでのライフサイクルを通じたすべてのコスト。
設計、建設、光熱水費、維持管理、修繕、改修、解体等に要する経費。

第3章 機能と規模、耐震安全性

1 新庁舎の機能

第2章で示した新庁舎整備にかかる基本方針に基づき、新庁舎へ導入を検討する機能について、次のように整理します。

(1) 窓口機能

- ・窓口、相談室、総合案内は、町民が利用しやすい低層階に配置します。
- ・窓口や相談室は、プライバシーに配慮したつくりとします。
- ・窓口は、高齢の方や障がいのある方などが利用しやすいよう、ローカウンターの設置を検討します。
- ・関連した手続きや相談等がひとつの窓口で受けられるワンストップサービスの導入を目指します。
- ・窓口が集中する低層階を中心に、待合スペースを適切に設置します。
- ・乳幼児を連れた方が利用しやすいよう、幼児スペースや授乳室等の設置を検討します。

(2) 議会機能

- ・町民に開かれた身近な議会とするため、障がいのある方などにも配慮するなど、誰もが傍聴しやすい議場とします。
- ・円滑な議事運営ができるよう座席配置や設備の機能性に配慮するとともに、一括方式や一問一答方式など運営方式の変更に対応できる議場を目指します。
- ・委員会室は、必要な室数と機能の整備を検討します。
- ・議員控室は、会派の変更に対応できる構造を検討します。

(3) 執務機能

- ・執務室は、関係部署間や職員間の連携が図りやすいよう適切に配置します。
- ・執務室は、利便性が高く、将来の組織機構の変更に柔軟に対応できるオープンフロアやOAフロア（電気線や電話線、LAN ケーブル等が配線できるよう、床下に一定の空間を設けたフロア）を検討します。
- ・恒常的に必要となる課内打合せスペースを確保できるよう検討します。
- ・書庫やマイナンバー対応書架、課内の常設文書保管スペース等は、紙文書の電子化等も考慮した効率的な配置を検討します。
- ・個人情報や行政情報等を取り扱う執務空間と、業者等来庁者との打合せ空間を明確に区分するため、簡易的な打ち合わせコーナーの設置を検討します。

- ・会議室は、大会議室の設置を検討するほか、大小様々な規模の会議に対応できるよう複数の会議室の設置を検討します。また、部屋によっては移動間仕切りの設置を考慮するなど、多目的利用が可能な空間を検討します。
- ・事務機械室、電話交換室、無線室等の適切な配置を検討します。

(4) 災害対応・防災拠点機能

- ・大規模災害においても被災を最小限に抑えられるよう、高い耐震安全性を確保した構造を備えるものとします。
- ・災害発生時に災害対策本部を設置し迅速かつ的確な対応がとれるよう、災害対応の拠点施設として必要な空間や機能、設備等を庁舎内に備えるものとします。
- ・災害等による突発的な停電や断水等に対応できるよう、非常用発電設備や貯水槽など、バックアップ機能の整備とその適切な配置場所を検討します。
- ・地域防災力が効果的に発揮できるよう、自主防災組織など防災関係団体・機関が行う研修・訓練スペースの設置や、防災資機材庫等の設置を検討します。

(5) 管理機能

- ・宿直業務や日直業務など、必要な庁舎管理機能について検討します。
- ・開庁時間外（夜間、早朝）や閉庁日にかかる防犯体制等を検討します。
- ・住民票や戸籍の交付等に便宜を図る火曜日の延長窓口や土曜日の休日窓口の実施について、執務空間と来庁者動線を考慮したセキュリティ対策を検討します。
- ・情報化社会の進展に対応するため、必要な設備や機器を設置するスペース（電算室等）を確保するなど、情報通信管理機能について検討します。
- ・個人情報や行政情報等の漏洩を防止するため、電算室等の入退室管理システムの導入など、情報通信管理に対応した十分なセキュリティ対策を講じます。
- ・設備機械室、宿直・日直室、金庫室等の適切な配置を検討します。
- ・職員更衣・ロッカー室、職員休憩室等の適切な配置を検討します。

(6) 付加機能（「町民交流機能」「利便・民間サービス機能」等）

- ・行政・観光情報の提供コーナーや各種展示コーナーの設置を検討します。
- ・「町民交流機能」については、うるおい館、町民会館、健康交流プラザ、リニューアルされる中央公園など、すでに町民交流機能を有する複数の公共施設が設けられている現状を踏まえて検討します。
- ・食堂、売店、ATMなどの「利便・民間サービス機能」は、官民の役割分担をはじめ、同種事業所の立地状況、事業の採算性などを踏まえて検討します。

第3章 機能と規模、耐震安全性

2 新庁舎の規模

「1 新庁舎の機能」に示した導入を検討する機能等を踏まえ、新庁舎の規模について、次のように整理します。

(1) 現庁舎の状況

①延床面積、職員数等

【現庁舎の延床面積、部署の配置、配置職員数等の状況】

階、延床面積	配置課・局の名称等	配置職員数	その他の空間
塔屋等 面積:70.86㎡	—	—	階段、EV機械室、水槽室、録音室
4階 面積:1171.57㎡	議会事務局 … 計1局 … (事務室:約55㎡)	5人	議場、傍聴席、回廊下、執行部控室 議場前ロビー、議員控室(2)、全員委員会室 議長・副議長室、応接会議室、議会図書室 監査委員室、空調機械室、職員休憩室、物置(3) 防災無線室、電話交換室、階段(2)、EV、廊下 トイレ、給湯室、各種配管スペース
3階 面積:896.83㎡	がんばる農政課 キラキラ商工観光課 建設課 住まい・まちづくり課 教育委員会事務局 … 計4課1局 … (事務室:約473㎡)	60人	教育長室、第5会議室、事務機械室、ロッカー室 階段(2)、EV、廊下、トイレ、給湯室 各種配管スペース
2階 面積:1014.26㎡	総務課(秘書室含む) 企画財政課 … 計2課 … (事務室:約217㎡)	29人	町長室、副町長室、応接室、第1会議室 第2会議室、第3会議室、第4会議室、記者室 設備機械室、事務機械室、電算室、書庫(2)、階段(2) EV、廊下、トイレ、給湯室、各種配管スペース
1階 面積:1043.75㎡	税務課 住民環境課 保険福祉課 結婚・子育て応援課 会計課 … 計5課 … (事務室:約447㎡)	55人	玄関風除室(3)、ロビー、相談室、金庫室、宿直室 食堂、ロッカー室(3)、設備機械室 会計課書庫、住民環境課書庫、保険福祉課書庫 税務課書庫、階段(2)、EV、廊下、トイレ、給湯室(2) 各種配管スペース
合 計 4197.27㎡	庁舎内 13課・局 (合計 約1192㎡)	149人	

※課・局の名称は、平成31年4月1日現在の組織構成に基づく名称により記載しています。

※職員数は、令和2年1月7日現在の庁舎内配置数であり、臨時職員等を含みます。

※職員数に特別職(町長、副町長、教育長)は含んでいません。

②議員数

平成 31 年 4 月 1 日現在の議員定数は 14 人です。

(2) 庁舎建替の標準面積

庁舎建替事業に係る地方債制度においては、起債対象事業費の算出にかかる面積の上限（標準面積）が定められています。総務省「令和元年度地方債同意等基準運用要綱」の「市町村役場機能緊急保全事業」の取扱いによる標準面積の算出方法は、次のとおりです。

【標準面積の算出方法】

$$\text{基準面積 } 40.8 \text{ m}^2 \times \text{新庁舎入居職員数} = \text{標準面積}$$

本町における新庁舎入居職員数を、現況の 150 人程度と想定し、標準面積を算出します。

【標準面積】

$$\text{基準面積 } 40.8 \text{ m}^2 \times \text{約 } 150 \text{ 人} = 6,120 \text{ m}^2$$

(3) 新庁舎の面積

現庁舎の延床面積は 4,197 m²であり、昭和 46 年完成時の状況と比べると、増加する行政需要への対応に伴う 3 階大会議室の事務室化をはじめ、OA 機器の普及や情報通信技術の進展に伴う事務スペース、機器スペースの不足など、業務量の大幅な増に伴い必要な業務スペースが不足しています。また、来庁者の待合スペースが狭いことや、幼児スペースや多目的トイレ等の設置スペースがないことなど、利用しやすさへの配慮が不十分な状況です。さらに、大地震等災害発生時への対応など、災害対策本部として機能するための機能や設備、空間を備えなければならないことなどから、現庁舎以上の延床面積を確保する必要があります。

一方、(2) に示したように、起債対象事業費の算出にかかる標準面積 (6,120 m²) が定められています。

よって、これらのことから、新庁舎の延床面積は 5,000 m²程度を目安とします。

ただし、本庁舎機能とは別の機能を有する公共施設等を一体的に整備する場合や、付加機能の導入に伴い目安となる延床面積を大幅に超えるスペースが必要となる場合等においては、別途検討するものとします。また、本構想における新庁舎の規模はあくまでも目安であり、具体的な延床面積は設計段階において決定するものとします。

3 新庁舎の耐震安全性

官庁施設は、来庁者等の安全を確保するとともに、災害応急対策活動の拠点となる施設であることから、耐震安全性を確保する必要があります。このため、国では「官庁施設の総合耐震計画基準」を定め、下表のとおり耐震安全性の目標を設定しています。

本町の役場庁舎は、災害発生時に災害対策本部を設置し、対策の指揮や情報の伝達を行うなど災害応急対策活動を展開する中枢施設です。このことから、新庁舎の整備において、構造体はⅠ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類を目標とすることとし、大地震発生後も継続して庁舎を使用できるよう、高い耐震安全性を確保します。

【耐震安全性の目標】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
※1 構 造 体	Ⅰ 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
※2 建 築 非 構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られるものとする。
※3 建 築 設 備	甲 類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙 類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

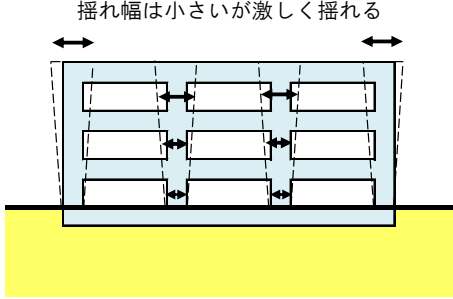
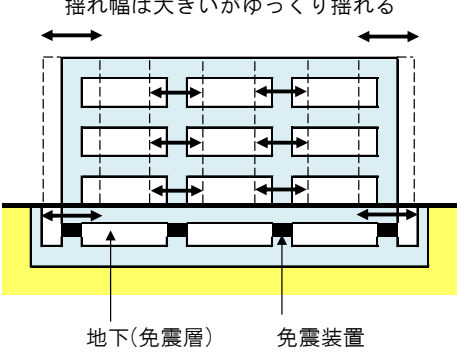
※1 構造体：柱、梁、耐力壁、基礎など

※2 建築非構造部材：天井材、外装材、内装材など

※3 建築設備：電力供給、照明、通信連絡、給排水、衛生、空調、エレベーター設備など

また、耐震性を確保するための建築構造として、「耐震構造」「制震構造」「免震構造」があります。新庁舎の整備においては、安全性や機能性等を総合的に判断し、耐震構造または免震構造による設計を基本とします。

【耐震構造と免震構造の比較】

構 造	耐震構造	免震構造
イメージ	 揺れ幅は小さいが激しく揺れる	 揺れ幅は大きいがゆっくり揺れる 地下(免震層) 免震装置
地震時	揺れ幅は小さいが激しく揺れる	揺れ幅は大きいがゆっくり揺れる
構造概要 特 性	- 柱や梁、耐力壁など建物自体が揺れに耐えられる強度に造られた構造 - 柱や梁、耐力壁などの躯体が大きくなり空間上の制約が大きくなるが、I_s値0.9以上を確保できる - 地震による建物の揺れが激しいことから、家具や設備等の転倒・損傷対策が必要となる - 一定の耐震安全性を確保できる	- 基礎部分に免震装置（積層ゴム等）を設置し地震の揺れを免震層で受けることで、建物に揺れを直接伝えない構造 I_s値0.9以上を確保できる - 地震による建物の揺れが激しくないことから、家具や設備等の転倒や損傷を防ぐことができる - 耐震安全性に優れている
工事の特殊性 建物の制約等	地震に対する一般的な工法であり、施工に特殊性はない	- 安全性に係る地盤調査等が必要であり、場合によっては大臣認定が必要となる - 地下の設置や建物周囲にクリアランススペース（周囲約2m）を設けなければならない - 水道管や電気配線など設備配管等も建物の揺れに追従する対応が必要 - 地下掘削や装置取付のため工期が多少長くなる
建設費	免震構造に比べ費用は安価	耐震構造に比べ費用は高くなる
維持管理費	耐震性にかかる常時の維持管理は不要	- 完成時検査（200万円程度） - 毎年点検（10万円程度） - 完成後5年点検（30万円程度） - 完成後10年毎点検（30万円程度）

第4章 建設地と駐車場

1 新庁舎の建設地

(1) 建設地の選定

建設地については、地方自治法の規定を踏まえるとともに、庁舎の役割を勘案し、まず、一定の面積を有する町有地など11か所を候補地として選定しました。

このうち、「町民の利便性」「防災拠点としての機能性」「まちづくり」「町外からの利便性」「必要なスペースの確保」「工事中の対応」「周辺への影響」といった観点から評価し、「現庁舎敷地」と「中央公園周辺の敷地」の2か所に絞り込みました。

さらに、この2か所について、庁内検討委員会での検討や議会特別委員会の意見、まちづくり懇談会をはじめとした多くの町民の意見等を踏まえ、次の2つのポイントを重視し総合的に検討した結果、「中央公園北側駐車場北側の民有地」での整備が適切であるとししました。

【重視したポイント】

- ・町民の生命と身体、財産を災害から守るため、災害時の応急復旧や被災者支援などその対応拠点としての機能が迅速かつ総合的に発揮できること
- ・町民全体の利便性や、新庁舎建設後の行政サービスのあり方

(2) 建設地の概要

①所在・建築条件等

所 在：入善町入膳地内

敷地面積：9,477 m²

用途地域：都市計画区域内 白地地域

建ぺい率：60%

容 積 率：200%

②前面道路

東側：町道運動公園上田線（幅員8m、「水の小径」を含み幅員19.5m）

西側：町道上田新和線（幅員4m）

南側：都市計画公園区域内通路（幅員7m）

③アクセス道路

新庁舎と国道8号を南北に結ぶ町道運動公園上田線

町の東西を結ぶ国道8号（新庁舎から北側約700m）

町の南北を結ぶ主要地方道入善・宇奈月線（新庁舎から東側約200m）

新屋～上野間を南北に結ぶ一般県道新屋上野線（新庁舎から西側約800m）

上記県道を東西に結ぶ町道上田上飯野線（新庁舎から南側約100m）

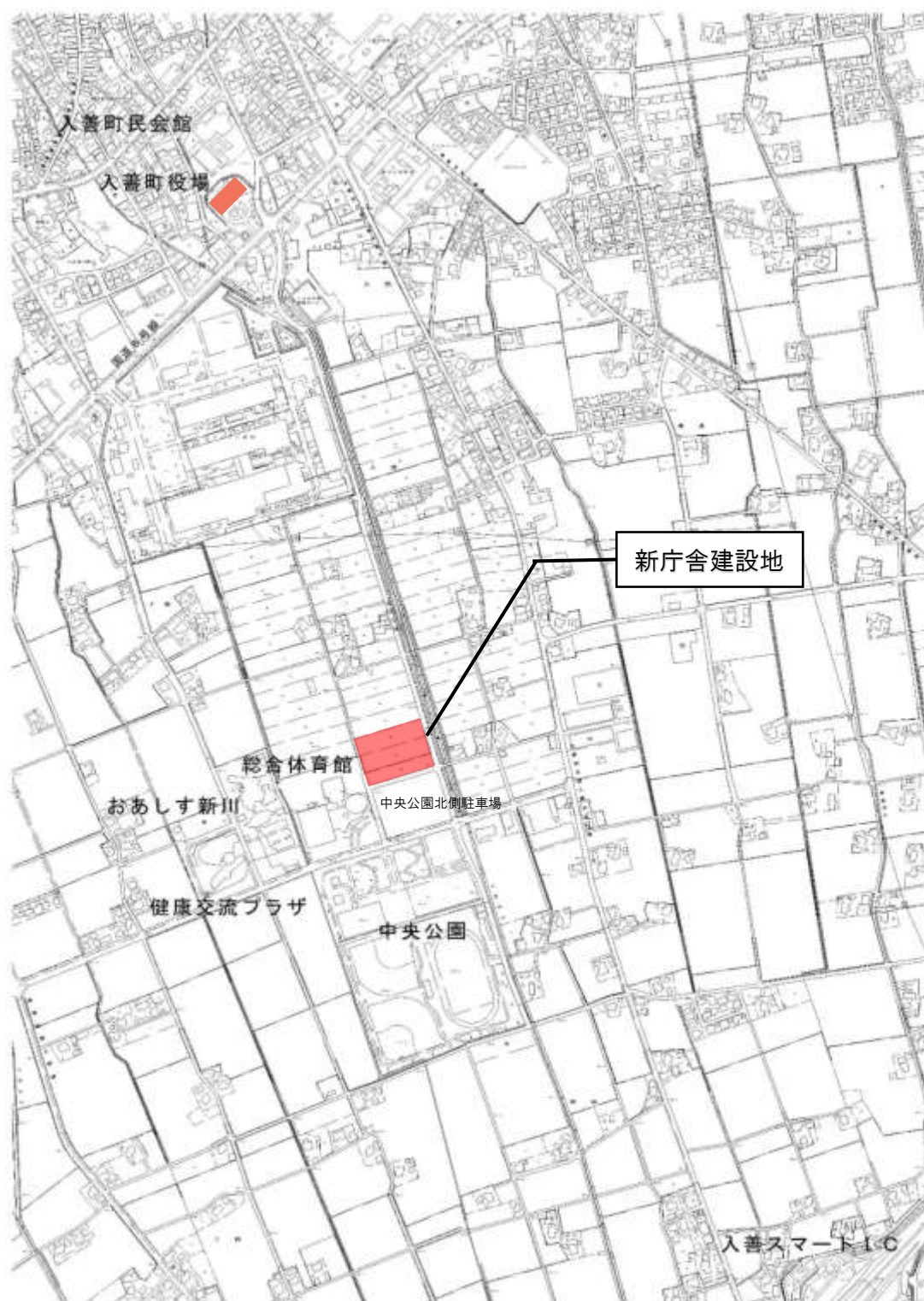
④周辺環境

水の小径、中央公園（庭園、憩い広場、児童遊園、多目的広場、陸上競技場、テニスコート、野球場、大型駐車場等を設置）、総合体育館、武道館、健康

交流プラザ・サンウェルなど多くの公共施設が集積されており、新庁舎も含め、町民が気軽に訪れることができる空間の創出が期待できます。

また、公共施設等の拠点化というメリットを生かし、迅速かつ総合的な災害時の応急復旧活動や被災者支援活動に取り組めることが期待できます。

【新庁舎の建設地】



2 新庁舎の駐車場

- ・来庁者用駐車場は、来庁者の利便性に配慮し、道路からの出入りがしやすく、利用しやすい動線を考慮した駐車場を検討します。
- ・障害のある人や高齢者、妊婦等が利用しやすい駐車場を検討します。
- ・来庁者用及び職員用の駐車台数は、現庁舎で保有（町民会館と兼用）の 230 台程度を確保するものとし、中央公園北側駐車場や総合体育館北側駐車場など、既存の周辺駐車場の活用も図るものとしします。
- ・町営バスやデマンドタクシーなど交通機関の乗降場所の設置も併せて検討します。
- ・本町が保有する公用車のうち、現庁舎敷地で保管している公用車は、除雪車や現場作業車等を除いて現在 26 台あり、これらの保管場所についても検討します。

第5章 事業計画

1 事業費と財源

(1) 事業費

新庁舎の整備に要する費用は、平成 30 年度時点の試算において、概算で約 30 億円を要するものと見込んでいます。

ただし、本庁舎の機能とは別の機能を有する公共施設等を一体的に整備する場合や、付加機能の導入に伴い目安となる延床面積を大幅に超えるスペースが必要となる場合、再生可能エネルギー設備等の導入に多くの費用を要する場合などにおいては、別途、費用を検討するものとします。

また、本構想における新庁舎の整備費用はあくまでも目安であり、事業の全体像を明確にしていく中で、事業費の精査により、金額の変動はあるものと見込んでいます。

そのため、新庁舎に必要な機能を十分に確保しつつ、基本設計及び実施設計の段階で建設費等の事業費を精査し、その抑制に最大限努めるものとします。

(2) 事業の財源

①地方債の活用

事業財源として、現在、庁舎整備に活用することが可能と考えられる地方債としては、「公共施設等適正管理推進事業債」と「緊急防災・減災事業債」があります。

公共施設等適正管理推進事業債は、役場庁舎の建替えに活用することができ、充当率は 90%で、対象経費の 75%に対し、その 30%が交付税で措置されます。令和 2 年度中に実施設計に着手した場合、令和 3 年度以降も同様の財政措置がなされます。

また、緊急防災・減災事業債は、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備に活用できる地方債であり、充当率は 100%で、その 70%が交付税で措置されます。庁舎等との複合施設として整備する場合に、防災拠点施設に係る部分を対象に活用することが可能とされています。この地方債についても、令和 2 年度中に建設工事に着手した場合、令和 3 年度以降も同様の財政措置がなされます。

新庁舎の整備を進めるためには、一定の期間が必要であることから、町では、国に対して制度の期限延長など、地方財政措置の拡充について要望しているところです。

②基金の活用

地方債のほかに、老朽化等に伴う公共施設の大規模改修工事や長寿命化を計画的に実施するため、平成 28 年度に創設された「公共施設等整備基金」の活用を見込みます。

2 事業スケジュール

整備にかかる事業スケジュールは、次のとおりとします。令和2年度に基本設計及び実施設計に入り、令和4年度に建設工事への着手を目標とします。

耐震基準を満たしていない庁舎の現状においては、新庁舎は一日でも早い時期に完成することが望ましいため、事業の進捗状況により建設工事等の前倒しを検討するなど、令和6年度中の供用開始を目指します。なお、解体工事等は、令和6年度以降の実施を見込みます。

【年度毎の事業スケジュール】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本構想					供用開始	
	基本設計・実施設計					
			建設工事等		解体工事等	

< 参考資料 >

入善町新庁舎整備基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 入善町新庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、広く有識者等の意見を聴取するため、入善町新庁舎整備基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想の策定に関し、必要な事項について検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者または構成員
- (3) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委員会に係る検討等が終了したときまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課及び住まい・まちづくり課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

< 参考資料 >

入善町新庁舎整備基本構想策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	分 野		団 体 名 等	氏 名
1	1 号委員	有識者	金沢工業大学名誉教授	もり としひで 森 俊偉
2	2 号委員	住民自治	入善町区長連絡協議会 会長	ひらさわ まさる 平澤 優
3		社会福祉	入善町社会福祉協議会 会長	おおがく あきら 大角 明
4		高齢福祉	入善町福寿会連合会 会長	いしだ としあき 石田 敏昭
5		女性団体	入善町女性団体連絡会 代表	まつばら まさこ 松原 雅子
6		農業・商業	みな穂農業協同組合 代表理事組合長	ほそだ かつじ 細田 勝二
7		商業・経済	入善町商工会 会長	ふじい ひらき 藤井 開
8		経営・経済	入善町経営者協会 会長	うえだ かずお 上田 和男
9		若年層	入善町 P T A 連絡協議会 代表	いとう りか 伊東 里香
10		若年層	入善町商工会青年部 部長	ふるかわ たくや 古川 琢也
11		行政	入善町 副町長	うめつ まさのり 梅津 将敬



入善町新庁舎整備基本構想

令和2年6月

発行／入善町

富山県下新川郡入善町入膳 3255 番地

TEL 0765-72-1100（代表）

FAX 0765-74-0067

Website <http://www.town.nyuzen.toyama.jp/>

E-mail info@town.nyuzen.toyama.jp

編集／入善町役場総務課 庁舎整備推進室
